

指定業者指定申請に関する質疑応答（想定）

問1 申請書の受付期間は、持参の場合は1月15日から2月15日まで、郵送の場合は1月15日から2月15日までとなっていますが、それ以外の期間は受付してもらえないのでしょうか。

答 この受付期間以外は受付しませんので、期限内に申請してください。

問2 申請書の提出方法は、郵送でも大丈夫ですか。

答 大丈夫です。

ただし、郵送により提出される場合は、「簡易書留」または「特定記録郵便」により1月15日から2月15日（消印有効）までの間に提出してください。

問3 募集案内や申請書は郵送してもらえますか。

答 郵送はしていません。

当社のホームページからダウンロードするか、または、当社においでいただければ、窓口でお渡しいたします。

問4 広島県以外の業者でも、指定業者になれますか。

答 広島県内に事業所等（本店、支店、営業所、出張所）が全くなければ、指定業者になれません。

「本店は広島県外であるが、広島県内に事業所等がある」といったケースであれば、その他の要件を満たせば指定されます。

問5 個人事業者の場合は、指定業者に指定されませんか。

答 要件を満たしていれば、指定業者に指定されます。
個人事業者であることを理由に指定されないことはありません。
ただし、建設業の許可等、法律等に基づき許認可を必要とする業種については、許可が必要です。

問6 建設業を営んでいますが、県知事の「建設業の許可」がありません。
この場合は、指定業者になれませんか。

答 県知事の「建設業の許可」が必要です。

問7 土木関係については、過去5年以内に公営住宅等での施工実績があるのですが、造園関係については公営住宅等の施工実績が全くありません。
今回、土木関係と併せて造園関係の指定業者の指定を受けたいのですが、指定を受けることは可能でしょうか。

答 土木関係については、その他の要件を満たせば指定されますが、造園関係については、申請の段階で既に要件を欠いているので指定されません。
指定を受けるためには、指定業者として担当しようとする工種ごとに、過去5年間に公営住宅等（県営住宅、市町営住宅、雇用促進住宅、公社賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅、県職員住宅等）の施工実績があることが必要です。

問8 指定業者になれば、必ず公社が発注する修繕業務等を受注できるようになるのですか。

答 指定業者となることが、公社業務の受注を保証するものではありません。
原則、指定業者の中から公社が2者以上を選定して、各者に見積書の提出を依頼し、最も低い価格を提示した指定業者と契約を締結することになります。
また、業種によっては、指定期間中に修繕工事等の発注がないこともあります。

問9 指定業者1者のみ又は指定業者以外の業者に工事の実施を依頼する場合の「特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもの」、「その他修繕工事のうち軽易なものや緊急を要するもの」とは具体的には、どういったものを指すのですか。

答 「特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもの」とは、概ね次の2種類の工事を想定しています。

(1) ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

(2) 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事

また、「その他修繕工事のうち軽易なものや緊急を要するもの」とは、予定契約予算額20万円未満の経常的な修繕工事と緊急を要する修繕工事のうち予定契約予算額が30万円未満のものといえます。

問10 納税証明書はどのようなものを取ればよいですか。

答 広島県の各県税事務所で、県税の滞納がないという証明（滞納なし証明）の交付を受け、その原本又は写しを提出してください。

また、課税されていない場合は、課税がないという証明（課税なし証明）の交付を受け、その原本又は写しを提出してください。

なお、上記の証明の有効期限は、指定業者指定申請日からさかのぼって3か月以内に交付を受けたものとし、証明日が指定業者指定申請日より3か月以上前であると無効となります。その場合は再度交付を申請して、新たに交付されたものを添付して提出してください。

※ 県税事務所で滞納なし証明等を申請する際の注意事項

金融機関等で納税をしても、各県税事務所で納税の確認ができるまでに、通常1～2週間程度かかります。したがって、納税後2週間以内に、各県税事務所に滞納がないという証明の交付を申請する際には、必ず領収証書を持参してください。

滞納なし証明、課税なし証明いずれも交付に際しては、証明手数料として1件につき400円が必要となります。